上田市教育委員会 5 月定例会会議録

1　日　時

令和 8 年 5 月 27 日（水）　午後 3 時 00 分から午後 3 時 50 分まで

2　場　所

上田市役所　5 階大会議室

3　出席者

○　委　　員

教　育　長	酒 井　秀 樹
教育長職務代理者	安 達　永 眞
委　　員	萱 津　公 子
委　　員	荻 野　茶 々
委　　員	羽 田　憲 史

○　説　明　員

池田教育次長、菊池教育参事、橋詰教育総務課長、宮原教育施設整備室長、渡辺学校教育課長、佐藤生涯学習・文化財課長、中沢人権同和教育政策幹、和根崎上田城跡整備担当政策幹、小須田学校保健給食課長、田中中央公民館長、加々井西部公民館長、池田第一学校給食センター所長、金田上田図書館長、山嵜上田市立博物館長、久保田丸子地域教育事務所長、小松武石地域教育事務所長

1　あいさつ

これより5月の教育委員会定例会を始める。

5月の最終週を迎えて、先週末の川西小学校をスタートにして今週末は16校が運動会。校庭から歓声が響いている、そんな時期になってきている。冬枯れの季節から春鮮やかな色を咲かせた木々の花々が目を引くようになり、その花が散ったあと新芽が出て若葉が出てくる。その若葉が柔らかい緑色でそれぞれ色合いが違う。それぞれが自己主張をし始める、ちょうど木々の美しさを感じる時期でもある。今、学校も2か月を終えて、子どもたちがそれぞれ個性を出し始め、その子らしさを色付け出してきている。そんな子どもたちが運動会の中で自分を表現していくその姿を、また見ていくことができればなと思っている。また同時に、どうしても学校全体が運動会に向かっていくので、みんなでいることが苦しいお子さんたちが今我慢している時期でもある。そんな子どもたちを支えていける学校を私たち教育委員会として見守っていくことができればと思う。今月もよろしくお願いします。

2　協議事項

(1) 上田市給付型奨学金支給要綱の一部改正について(教育総務課)

○資料1により橋詰教育総務課長説明

現在上田市では高校生を対象として皆様からいただいた寄附を基に基金を造成し、それを原資とした返済不要の給付型奨学金を給付している。こちらについては、中学校までは就学援助というような制度があるが、高校生の学齢になってもこうした支援が必要な家庭があるというところで、上田市独自に奨学金を支給している。今回はこの支給要綱の改正をしたいということでお諮りするものである。

資料1の1改正理由であるが、県の給付型奨学金制度における支給対象者が今回拡大される。上田市の要綱の支給対象者の取扱いを従来どおり維持するため、本要綱に規定する非対象者の要件を見直す必要があることから要綱を改正したい。

例規改正等を行う背景等であるが、令和8年度から県の給付型奨学金の対象範囲が拡充され、従来の生活保護世帯または非課税世帯に加えて一部の所得割の課税世帯も支給対象に含まれることとなった。

次ページ(横版)の資料を御覧いただきたい。こちらは文部科学省の資料であるが、中程に〈令和8年度　支援スキーム〉とある。左側の収入目安270万円までが国の方での支援の対象であったが、今回それを490万円まで対象範囲を拡充するということで、380万円までは住民税非課税世帯の1/3、490万円までは住民税非課税世帯の1/4ということで国の制度が拡充された。資料1(横版)の方は国の方でこうした支援の拡充がされたところの背景を御承知おきいただければと思う。

資料1(縦版)に戻り、奨学金対象範囲のイメージ図を御覧いただきたい。令和7年度までの状況が書いてあるが、年収270万円までというところが県の高校生等の

奨学金給付の対象で、低所得の課税世帯に対しては、上田市の方で年額 72,000 円ということで、県の給付金の半額を目安として独自の給付を行ってきた。高校生等奨学金(貸与)というところは従来と変わらない。令和 8 年度になると、国の方で制度の拡充があったということで県はそれに伴って給付金を拡充している。そうすると年収 490 万円まで支給対象が拡充される。従来、県の給付金を受けられる世帯は上田市独自の給付金の対象にしていなかったが、そうすると年額 72,000 円の給付をストップするようになってしまうので、それを残すことによって年収 490 万円までの世帯についても支援の拡充が受けられるような形で整備していきたいというものである。上田市の年額 72,000 円という額を残すことによって国や県が支援を拡充するという趣旨、47,900 円、35,930 円という額がそれぞれ対象世帯に拡充されるということで今回こちらの要綱を改正したいというものである。

裏面の、改正の内容であるが、左側が改正後(案)、右側が現行ということで記載してあるが、現行の方では県の給付金を受けられる世帯は対象から除くというような規定だったのを、非課税の世帯を除くというところで、上田市の給付金が受けられていた世帯についてはそのまま残すような形で拡充をし、県と市の給付を併せて拡充になるように適切な措置をしていきたいというものである。

3 改正に伴う影響であるが、本改正は県の制度の改正に伴い、市の奨学金の対象者の取扱いを従来どおり維持するために行うものであり、支給対象者数や予算規模に影響は生じない見込みである。施行期日は令和 8 年 7 月 1 日になるので必要な手続きを行い、今年度の給付から拡充がなされるように措置をしていきたいと考えている。説明は以上である。

酒井教育長

ただいまの件について教育委員の皆様から御意見あるか。

萱津委員

上田市の給付型奨学金が従来どおりで拡充がされたというのは本当にいいことだなと思っている。なぜかというと、この物価高で今まで何とかやってきていた家庭が本当に大変な思いをしているなというのはフードドライブ・フードバンクなどをやっている中で感じているところである。学びたいという意欲のある学生が、通うための資金が拡充されるというのは、家庭にとっても当事者にとっても非常にいい機会だと思う。今後も、金銭的な問題で生徒の将来の希望が閉ざされないように、可能な限り拡充をされるような方向を出していただけたらと思う。

荻野委員

質問である。年間 270 万円の収入の家庭について、生徒たちを学校に行かせるという奨学金制度があるが、今年、何家族何人に支援金を給付したのか知りたい。270 万円未満の収入の家庭はどんな仕事をしているのだろうか。例えば、私は、国から

の補助をもらっているお父様の家庭を一年間見たが、このお父様は仕事をしていない。やる気もない。そういった子どもたちを助けるべきであるが、今年は何家庭支援することができたか、また、その親たちの仕事について把握ができているかということを知りたい。

橋詰教育総務課長

件数がどれくらいというところで、令和7年度の数字を申し上げる。上田市で給付しているのは年収270万円から400万円前後くらいのところになる。件数とするとお子さんの数は91件、支給対象の保護者の数で言うと75件である。プライバシーの関係などもあり職業等までは私たちも把握しておらず、所得要件(収入)だけで見るようになっている。なお、荻野委員がおっしゃった生活保護の皆さんには、上田市からは奨学金の給付をしていない。上田市で支援しているのは、働いていて収入はあるが十分でない皆さんへの独自の支援ということで御理解いただきたい。生活保護世帯や、非課税世帯については県や国の制度でそれぞれ給付をしているということである。

酒井教育長

続けていかがか。よろしいか。

〇全員了承

(2) 上田市教育支援委員会委員の委嘱について(学校教育課)

〇資料2により渡辺学校教育課長説明

市の審議会等附属機関である「上田市教育支援委員会」の委員が令和8年5月31日に任期満了となるので以下のとおり委員の委嘱についてお諮りしたい。

委員の任務については、障がいのある幼児、児童生徒の就学相談及び一貫した教育支援に関して教育委員会の諮問に応じて調査審議を行う。

委員会での審議内容は、心身に障害のある児童生徒の就学及び教育支援について心理・教育・医療など総合的に実態を調査し審議する。

任期については令和8年6月1日から令和10年5月31日までの2年間で、定数は15人以内である。

今回お諮りする委員については裏面に一覧で示しているが、団体推薦については主に学校関係者ということで校長会から校長先生・教頭先生、特別支援担当の先生方ということで小中学校関係者7名である。また、特別支援学校から1名、医学的な観点ということで上田市医師会、小県医師会からそれぞれ専門的な耳鼻科・眼科・小児科の分野から一人ずつ御推薦いただいている。

また、個人依頼の委員であるが、専門的な方ということでまず大塚美奈子さんであるが、上田短期大学の准教授であり学識経験者ということでお願いしている。特

別支援や運動機能、発達等の専門家という立場で依頼したい。神原久美子さんは蓮の音こども園、吉池加代子さんは上田いずみ園からということで、学齢期前の段階の療育をしていただいている障がい児福祉の専門家として依頼したい。石田修さんについては、元小学校の特別支援教育の担当をされていた経験や特別支援学校にも勤務の経験があるということで依頼したい。以上 15 名の方に依頼をしたいというものである。説明は以上である。

酒井教育長

ただいまの件について教育委員の皆様から御意見あるか。よろしいか。

〇全員了承

(3) 不登校児童生徒を支援する民間施設等に関する
ガイドラインの一部改訂について(学校教育課)

〇資料 3 により学校教育課長説明

教育委員会で定めている不登校児童生徒を支援する民間施設等に関するガイドラインを一部改訂したいというものである。

始めに、ガイドラインを策定した経過についてであるが、不登校児童生徒の増加により国では平成 28 年 12 月に教育機会の確保等に関する法律を公布し、国から改めて「不登校児童生徒への支援のあり方について」の通知が発出された。この通知においては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、「社会的に自立すること」を目指す必要性や、児童生徒の社会的自立への支援に向けて、学校とフリースクール等の民間施設との連携や ICT を活用した学習支援の重要性が示されたものである。この通知を受けて、教育委員会においても令和 4 年度に「不登校児童生徒を支援するための民間施設等に関するガイドライン」を策定し、主に出席扱いの要件等を定めた。

続いて、ガイドライン一部改訂の趣旨であるが、先ほどの教育機会の確保の通知等を受けて、学校外の機関や自宅で社会的自立に向けて努力を続けている児童生徒の皆さんに対し、学校として学習の成果に対する成績評価を適切に行い、それを当該児童生徒、保護者、学校外の機関等に積極的に伝えることは、学習意欲の向上や自立を支援する上で意義が大きいということで、改めて国から欠席中に行った学習の成果を成績評価に考慮することができる旨の通知が発出された。この通知を受けて今回ガイドラインの一部を改訂したいというものである。ただ、改訂前のガイドラインであっても学習成果を成績評価に考慮することができるということではあったが、それを改めて明確化するという意味で改訂を行うということである。

一部改訂の主な概要であるが、主には不登校児童生徒が学校以外の場所で学習した成果に関する成績評価について、これまでのガイドラインにおける規定を整理し、

成績評価に関しては「Ⅲ　不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価についてのガイドライン」として追加する。

内容については次の資料2ページから御覧いただきたい。

元々、ⅠとⅡということで民間施設とICTについてのそれぞれのガイドラインを設けていた。まずⅠの民間施設についてのガイドラインについては赤い文字で改訂しているところを示している。成績評価に関する部分は改めてⅢということでまとめ、民間施設のガイドラインのところから成績評価に関する部分は削除し別に定めるということで改めた。

続いて4ページ、Ⅱの ICT 等を活用した学習支援についてのガイドラインであるが、こちらも規定の見直しということで1の基本方針の部分は先ほどの民間施設のガイドラインと訂正を整えたということでの修正である。また、2 の(7)の評価についての記載があったのを削除してⅢにまとめた。

最後に6ページであるが、新たに追加した学習成果に係る成績評価についてのガイドラインである。

1基本方針ということで、この不登校児童生徒の学習の成果や学習評価を適切に行うこと。評価の結果を今後の児童生徒や保護者に積極的に伝えることが、学習意欲、それから自立を支援する上で意義が大きいとしている。このため、欠席中に行った学習の成果を考慮できるという取扱いをしたいというものである。

2 成績に反映する際に満たすべき要件として、(1)在籍する学校の教育課程に照らし、適切と認められるかの確認を行う。(2)学校と保護者、当該施設等の間に十分な連携協力体制が保たれているとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況について定期的・継続的に把握する。(3)訪問による対面指導等により、不登校児童生徒の学習活動の状況等について定期的・継続的に把握するとともに、不登校児童生徒との間に適切なかかわりが維持できるようにする。

3 留意事項ということで、(1)児童生徒が不登校にならない誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進することが重要であることを示す中で、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな対応や社会的自立に向けての進路の選択肢を広げる支援を行うこと。(2)学校と保護者との十分な連携協力体制を保つこと、不登校の時期が長期にわたることを助長しないように留意すること。(3)観点別学習状況及び評定を記載する場合にあたって、先ほどの「2 成績反映する際に満たすべき要件」を満たさない場合や十分な評価材料が提出されていない場合などもあることから、必ずしも教科・観点について記載を求めるものではないということ。記載が困難な場合については指導要録の所見欄にその学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点で適切な記載に努めること。(4)学習状況等の把握について、学校における成績評価の通知の頻度に対応したタイミングで行う必要があること。ただし、これは当該児童生徒との関わりが学期ごとに一度で良いということを意味するものではなく、心理状況等を踏まえつつ、可能な限り細やかに学校が当該児童生徒や学校外の機関等との関わりを持ち続けていくことが重要である

こと。(5)自宅における ICT 等を活用した学習活動の成績評価の際には、訪問を通じて対面での相談・指導が望まれる。一方で対面での指導が困難な場合には ICT 等を活用した相談・指導を行うことも可能であること。

今後、学校の方で校長会を通じてガイドラインについては説明をさせていただく予定である。具体的な評価の方法については文部科学省の方から例示としてこんな形でというものも示されている。個々で状況も異なるので評価方法も難しいところではあるが、学校と相談しながらその辺りの整理をして教育委員会としてある程度の目安をお示ししていきたいと考えている。以上である。

酒井教育長

ただいまの件について教育委員の皆様から御意見あるか。

安達教育長職務代理

ガイドラインの一部改訂の趣旨のところで、今までのもので評価できないわけではないが、改めて明確化するとおっしゃったが、その部分を教えていただきたい。2 ページの赤で削除されているところは、とても良いことが書かれているがなぜ削除されるのか。行き当たるところは評価というのはどちらを向いているのかというところが、このなかでは子どもの伸びということを一番対応して評価して伸ばしていくということだったと思うが、これは少し違った方向に向いてくるのかなと感じるのでそんなところを教えていただきたい。

渡辺学校教育課長

このガイドラインはⅠとⅡしかなかったところもあり、現在の運用の中でもどちらかというと出席扱いということに着目されてきていた。元々のガイドラインでも評価できることにはなっていたが、元々の運用や各施設の取扱いについては出席扱いができるというところに主眼が置かれてしまうという経過があり、より評価というところを明確にするためにⅢとしてガイドラインに新規追加した。Ⅲについては学習の評価ということに特化してガイドラインを定めているので、学校生活と同じような評価というところは考えていかなければならないが、学校以外の場所で学習しているお子さんの頑張りを認めてあげることをあえて強調する意味合いでⅢとして抜き出したので、Ⅰで削除した部分についてもⅢの中に集約させているという取扱いである。現場の状況応じて子どもたちの頑張りを評価するという方向に進んで行くと考える。

安達教育長職務代理

実際に今読んだばかりで、自分の経験と合わせて例えば、Ⅲの 2 の(3)最後の方、「適切なかかわりが維持できるようにする。」というとても難しい表現があって、なかなか適切なかかわりが維持できない中でやっているのが現状かなと思う。適切

なというのをどういうふうに捉えていいのかわからないが、実際現場の方では一生懸命やっておられるのでその辺少し表現が変わればいいかなと思った。以上である。

菊池参事

安達職務代理の心配されるところ、現場で混乱とまでは言わないが、保護者との間で先生方が困ってしまう状況が生まれてくる、そんなことにはならないようにしたいというふうに思っている。今の 2 の(3)のところも、適切なかかわりというのはどんなところが適切なのかというのは非常に難しいが、不登校のお子さんを真ん中に据えて学校と保護者と支援会議というものを定期的に持って、どのように支援していきましょうということを連携しながら考えている。そこには、市のふれあい教室に通っているお子さんであればふれあい教室の先生、民間施設であれば民間施設の方もお呼びしながらみんなで連携しているが、成績評価をつけてほしいという保護者や子どもさんの願いが出てくればまたその連携をしていく一つの大きなきっかけになって、これを機に学校と保護者、関係の皆さんの連携がますます強くなる、子どもさんもみんなで支援していくという体制が整っていくと嬉しいなと思う。そのためにもこのガイドラインを使っていけたらなと思っている。また、今後の方向というところであるが、さらに成績評価というところについては現段階では文部科学省はその学校の教育課程に照らして、その教育課程に沿って適切であるということを要件としているが、今、文部科学省でワーキンググループ等を作って、そういう要件について少し緩めて、その子どもさんなりの学習というようなものを励まして評価してあげるような対象にできないかということを検討している。そのような方向に向かっていると思っている。

酒井教育長

続けていかがか。

荻野委員

質問であるが、最近不登校になった子どもたちではなく、4 年前、5 年前に不登校になった子どもたちは一人一台 IC タブレットを持っていない。私も子どもがいる親であるが ICT があることを忘れて、不登校の子たちをハードオフに連れて行って本を買って教えたりしている。学校へ行かず塾に通ったりしている子がタブレットを使うことはできるか。外でも学習する可能性があるので、子どもたちみんなが ICT の利用ができればよいが、どう繋げられるか。

渡辺学校教育課長

確かに 5 年しか経っていないという状況ではあるが、先生方としてはお子さんたちと定期的に接触を持とうということで家庭訪問をする中で授業の内容のお話をさせていただいている。現状で ICT を使って、このガイドラインに基づいて授業を

受けているお子さんもいる。その辺りはお子さんの選択肢として、例えばどこか施設に行くことが難しければ家庭で学習するにはこんな方法もあるよ、というのはその都度提案させていただいていくことは可能である。使い方などは丁寧にお伝えしていかなければならないが、授業が受けられる環境があることを、保護者も含めて相談させていただく中で提案していきたい。

荻野委員

辞めた元の学校に相談するのか。その子は4年間学校に行けていない。小学校2年生で辞めて3年生から行っていない。今は中学1年生になるべきであるが中学校に行かれていない。その子はどこに相談すればよいのか。

酒井教育長

そこの部分については、文部科学省のワーキンググループなどでも、いわゆる今の学年が中学3年で、前の学年で学んだ時の評価をどうするかということをちょうど検討している最中で、市教委としてその評価をどうするかというのは国の動向を見ながらこれから出していくが、荻野委員がおっしゃられたみたいに、子どもが一生懸命勉強しているものについて、今まで私たち学校側はなかなか評価できなかったというのが実情であったが、そこについても評価できるようにしていった方がいいのではないかというのが、今回改定になってくる。国も検討している最中だと捉えていただければと思う。

菊池参事

今、荻野委員がおっしゃった、小学校の時に不登校になって、そのまま中学校に入学したけれども現在学校へ行けていない中学生という場合は、中学校には一度も登校できていないが、小中学校には学籍、籍が必ずあるのでその籍のある学校に相談していただければ、家庭にタブレットを届けて学習できるようであれば一緒に学習しようと呼びかけることはできると思う。是非中学校の方へ相談していただければと思う。

萱津委員

不登校児童を支援する民間施設について、2 番(1)の基本的な要件の下のところに「ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。」となっているが、これからもフリースクールのような民間施設が上田市教育委員会でも認められていく可能性があるのか。そのための条件、例えば長野市の教育支援センターのササランドのような形態もとれるのか。というのは、在宅においてタブレットで勉強できる子はまだいいが、インターネット環境がない家に住んでいるお子さんの場合、学校ではなく別の環境であればできるということ

の選択肢を広げる意味で、どのように考えているか概略でよいので教えていただきたい。

渡辺学校教育課長

ガイドラインで民間施設の要件としてあるが、こちらについては 2 ページ(2)の(ア)法人、個人は問わない。とあるので市が認定するとかそういったことはない。県では信州型フリースクールなど認証されているところはあるが、市としてその場所が適切な場所かどうかというところは、まず通っているお子さんがいること、その場所については所属する学校の先生と教育委員会等で状況を確認させていただき、チェックリストのようなものがあるのでそれに基づいて学習環境が整っているか、相談指導がどのように行われているかなど、そういったところの確認はしている。市として教育委員会としてフリースクールを認める認めないという話にはなっているが学びの場としてはどのような場所でも環境が整っていれば、ガイドラインに沿う活動ということで認めることができるということになっている。

萱津委員

関連したことであるが、新たに認めることになると、例えば今年の 12 月から日本版 DBS のような、子どもに関わる機関においては性犯罪歴がないかということも検討しなければいけないので、その子が通っていて安全かというところも視野に入れて検討いただけたらと思う。

渡辺学校教育課長

オンラインがない環境というのも当然あると思うので、例えばどこかの場所に行っていただくことは可能かどうか、それに代わる方法でどんなことが提供できるか教育委員会の方でも少し検討させていただきたいと思う。それから、日本版 DBS の関係も本年度から始まってくるということもあり、お子さんと関わる方についての資質といったところはこちらも丁寧に確認していく必要があると考える。国の方でこういった施設が対象になると示されている部分もあるので、それを参考にそれに準じる施設についてどう取扱うかも、庁内でもある程度共通認識の上で進めて行きたいと考えている。

酒井教育長

続けていかがか。よろしいか。

文部科学省の方針に沿ってガイドラインを出していただいているが、安達教育長職務代理がおっしゃったように、指導の評価が、今までは先生方が自分の授業を見返すための評価という位置づけだったが、評価が子どもたちの学習の励みになる側面が大きく取り上げられて、その評価のあり方をどうしたらいいか、というふうに変わってきたというのが大きく違うところかなと思う。ただ、それについてはいろ

んな個々の事情がある場合があるので、上田市の場合は最後の 6 ページの 2 のところにあるように、個々に応じながら学校と保護者が良く話し合いをした上で評価をしていくという方向を指し示しているということで御了解いただければありがたいと思う。

〇全員了承

(4) 公民館運営審議会委員の委嘱について(中央公民館)

〇資料 4 により田中中央公民館長説明

公民館運営審議会は、公民館の施設運営や事業の企画・実施などについて審議助言を行う機関で、市内 9 つの公民館それぞれに設置されている。各審議会は委員 5 人をもって組織され、このうちの一人については地域の学校長になっていただいているところである。4 月の長野県教育委員会の人事異動に伴い上田市校長会の役員改選が行われ、表のとおり新たに上田市校長会から推薦のあった、武内裕神科小学校長、小柳昭喜本原小学校長のお二人を上野が丘公民館、真田中央公民館それぞれの運営審議会の委員として委嘱するものである。

3 の任期についてであるが、通常は 2 年の任期となっているが今回は任期途中の変更となるため、前任者の残任期間である令和 8 年 10 月 30 日までである。説明は以上である。

酒井教育長

ただいまの件について教育委員の皆様から御意見あるか。よろしいか。

〇全員了承

(5) 第三次上田市子ども読書活動推進計画について(上田図書館)

〇資料 5 により金田上田図書館長説明

上田市の図書館では、昨年度上田市図書館基本構想を策定しており、図書館として子どもの読書活動の支援をその中の施策にして取組んでいる。その施策の中の 1 つの取組として子ども読書活動推進計画の事務局という立場があるので、今回、図書館で計画策定について進めて行きたいと考えている。

まず、平成 13 年に制定されている子どもの読書活動推進に関する法律において、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるように、国や地方自治体に環境整備の推進が求められているものが掲載されている。それを受けて、国の子ども読書活動の推進に関する基本的な計画というものが策定されており県内市町村においても推進計画を策定して事業を進めることが求められている。

上田市では、平成 26 年 2 月に第一次上田市子ども読書活動推進計画を策定し、令和 3 年に第二次計画を策定している。この第二次計画の計画期間が終了することから、次期計画の策定を今年度令和 8 年度中に進めていく予定である。国・県においては既に第五次の計画がそれぞれ令和 5 年、令和 7 年に策定されていることから、それぞれの見直しの状況を確認し、また上田市におけるこれまでの取組の成果や実態を踏まえて策定を進めて行きたいと考えている。

2 の策定の進め方であるが、法では読書活動の環境整備について学校、図書館、関係機関及び民間団体との連携の強化がうたわれている。令和 5 年に策定された国の第五次計画においても、市町村が教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校図書館、民間団体、民間企業等関係者の連携協力によって、横断的な取組が行われるような体制・整備を務めることとしている。

これを踏まえ、今回策定する第三次の計画段階において関係各課に加え、学校、保育園等、民間団体等の子どもの読書活動推進の現場の関係者の意見を幅広く聴取する機会を設けるとともに、図書館の職場体験に機会を捉えて児童生徒からも直接意見の聴取を行い計画案に反映していきたいと考えている。また、計画案は図書館協議会の審議を経て作成していきたいと思っている。

今後の予定であるが、図書館協議会の審議と同時に、関係者等へのアンケート、意見聴取を行っていく。10 月上旬に社会教育委員会で素々案について意見聴取し、11 月の教育委員会定例会において素案について説明させていただきたい。その後パブリックコメント等を経て 1 月下旬の図書館協議会で案を決定し、2 月の教育委員会定例会で報告したいと考えている。説明は以上である。

酒井教育長

ただいまの件について教育委員の皆様から御意見あるか。

安達教育長職務代理

第三次の推進計画ができることで期待しているのは、策定の進め方の 2 番のところ、子ども読書活動推進の現場の関係者の意見を幅広く聴取というところで、学校を回らせてもらうと本当にどこでも司書の先生がとても頑張っていただいていて、子どもたちを図書館に惹き付けよう、本に惹き付けようといろいろやってくださっている。その声を是非たくさん拾って欲しいと思う。推進計画の中に 0 歳から 18 歳までと書いてあるが、その中で小・中というのは大きな役割を果たすと思う。自分自身は「読書はやればやるほどおつりがいっぱい来るからね。」と子どもには話をしていたが、協議会の方の中にも少し学校関係の方が入られるとか、そういうようなことは不可能だろうか。推進計画の中で、何かもう少し小・中のところの部分についての膨らみが出てくる、そんなことが期待できればなと思う。以上である。

金田上田図書館長

図書館協議会の委員については昨年度から新しくなっており、学校の関係者としては大学の先生が入っている。今回の計画策定に際しての意見聴取先として、校長会を通して学校にお願いをしたり、学校図書館司書の方々も会議の場での説明をし、意見を集めたりということも行う。また、高等学校の学校図書館司書の方々にもお話をさせていただく機会を計画しているので、そのような方々からの意見を聞いた上で、それを含めた計画にする予定でいる。

安達教育長職務代理

見せてもらうと、十分そこに入ってみたくなるような取組をたくさんやっておられる図書館司書の先生もいらっしゃるので、是非そういうような情報がみんなのところに広まっていく推進計画になればありがたいと思う。

酒井教育長

そのほかあるか。よろしいか。

〇全員了承

(6) 上田市小中学校整備基本計画の策定について(教育総務課)

〇資料6により橋詰教育総務課長説明

1事業の趣旨・背景について、上田市教育委員会においてはこれまで上田市の小中学校のあり方に関する検討委員会を経て、基本方針を御提言いただいているところである。子どもたちに望ましい教育環境というところでの御提言をいただいている。今回の整備基本計画においては、それを実現するための基本計画という位置づけで策定を進めて行きたいと考えている。下のグラフを御覧いただきたい。小学校の児童数、また中学校の生徒数ともに減っていく見込みである。こうした少子化の進行により児童生徒数の減少が上田市だけではなく全国で続いている。小規模校の増加や学級数の減少が進んでいる。このことにより、集団による学びの機会の確保、現場の先生方の教育活動の幅、学校運営体制などに影響が生じている。

また、多くの学校施設で老朽化が進んでおり、今後、安心安全のための修繕はしていくが更新の方で集中が見込まれる。限られた財源の中で安心安全な教育環境を将来にわたって維持、実現していくために、学校施設の更新と学校の配置のあり方について一体的に検討する必要がある。

こうしたことを踏まえて、将来にわたり、すべての児童生徒に質の高い教育環境を持続的に確保していくため、学校の規模や配置の基本的な考え方を整理し、計画的な再編整備の方向性を示す「(仮)上田市小中学校整備基本計画」を策定していきたい。

2の計画策定の進め方(案)であるが、今後詳細な検討を進めて行くが長期間にわたる小中学校の整備計画であり、十分な検討・協議を要すると考える。また、専門

的視点からの意見を反映するためにも、有識者等による会議の設置も必要であり、委員の構成については今後検討していく。また、特に必要なこととして、保護者や、地域住民の皆様との対話というのを重視し、この計画策定の過程で意見を聴取し反映させていきたいと考えている。

3の今後の予定であるが、関連事業者について市議会の6月定例会に補正予算案として上程したいというところで準備を進めている。

まずは、上田市の小中学校における現状と課題の整理から着手をしていきたいと考えている。今後計画策定体制等を随時教育委員会の皆様に報告し御協議いただく。

酒井教育長

ただいまの件について教育委員の皆様から御意見あるか。よろしいか。

〇全員了承

4　報告事項

(1)令和8年度市立博物館・信濃国分寺資料館　事業計画について(市立博物館)

〇資料7により山嵜市立博物館長説明

開かれた博物館を目指し、郷土の歴史、文化、人物等をテーマとした展示や講演会等を開催し、上田の歴史と魅力を発信していくということを目的に令和8年度は以下に記載した企画展や講座を計画している。

まず、市立博物館であるが企画展については、博物館で開催する企画展2回を計画している。

(1)秋季企画展であるが、令和8年は大阪城・上田城友好城郭提携20周年記念、それから、仙石氏による上田城復興から400年の節目の年を迎える。この企画展では上田城の築城から破却、復興、現在に至るまでの歴史的経緯を関係資料や最新の発掘調査結果の情報を交えて幅広く紹介する。上田城跡の歴史とその重要性に理解と関心を高め、保護・継承への意識を促すきっかけとしたいと考えている。タイトルは(仮)となっているが「上田城と城主たち～上田城って誰のお城～」に決定し開催したいと考えている。開催期間は、令和8年9月3日(木)から11月10日(火)までである。

(2)春季企画展については、収蔵作品から計画しているが調整中である。2月から3月を予定している。

(3)大阪城・上田城友好城郭提携20周年記念事業は連携事業であり、上田市立美術館と協力して展覧会を開催する。大阪城と上田城の関わりは20年間続いてきているわけであるが、その御縁を大切にし、この度、大阪城天守閣から収蔵品を数多くお借りすることとなった。本来であれば市立博物館で開催したいところであるが、環境が整っていないので美術館で開催するということで、庁内で実行委員会を設立し取組んでいく。企画展のタイトルは、「豪華絢爛 秀吉と桃山文化 －大阪城天守

閣収蔵品選―」ということで、秀吉の時代に花開いた桃山文化を収蔵品の中から紹介するというもので、秀吉所用の物や北政所の日常使いの調度品等、名品の数々が紹介される。開催期間は令和8年7月18日(土)から9月6日(日)までである。上田市立博物館の収蔵品は、真田幸村(信繁)肖像画、神川合戦図、ほか16点を予定している。

これは、7月から始まり9月に博物館で展覧会を開催して、そして最後に9月21日にサントミューゼの小ホールでシンポジウムを開催し事業終了と考えている。

次ページの講座であるが、博物館講座としては5回を予定している。詳細は決まっていない部分もあり簡単に掲載させていただいているが、第1回の両角先生の講座については、昭和東南海地震と学徒勤労動員というタイトルで、県内から当時の丸子の小学校・上田高等女学校・上田中学校からも動員されていたということでそういったお話をしていただけるということである。

また、古文書講座、公開講座も御覧のように予定している。

信濃国分寺資料館では、来年になるが1月7日から8日にかけて行われる八日堂縁日に合わせて、令和9年1月5日から2月中旬に新春特別展を開催する。旧家より寄贈された蘇民将来符や、市の指定文化財になっている古文書を展示する。

講座等については、記載のとおりである。説明は以上である。

酒井教育長

ただいまの件について教育委員の皆様から御意見あるか。

安達教育長職務代理

企画や講座、とてもいいなと思う。同好の士の裾野が少しでも広がっていけばいい。お願いするところは違うかもしれないが、この中で上田城と何回も出てきて、私はいつも言っているが、上田に住む者にとって上田城は特別だと思う。それは歴史的な意味だけではなくいろんな意味で、自分たちの町の中心にあるお城ということで、今は工事している状況であるがいろいろなところで魅力や声を、歴史に限らず情報を広く伝えていってほしいと思う。以上である。

山嵜市立博物館長

上田城跡公園については、本当に日ごろから市民の皆様が大事にされていて多くの方が散歩や運動で使われている。その辺も含めて今回は現代に至るまでの経緯も御紹介していく。また、安達委員のおっしゃった今の視点の大事にされているところも御紹介できればと思っている。

萱津委員

この両方の企画展はとても楽しみである。大阪城の展示物も上田にいて見られるというのは、とても期待しているので、市立博物館だけでなく、市内の周辺のとこ

ろも見ていただけるような PR の仕方をしていただき、池波正太郎真田太平記館なども含めて回っていただけるような取り組みをしていただきたい。多くの方に見ていただけたらいいなと思っている。

山嵜市立博物館長

今回の展覧会の中で池波正太郎真田太平記館からも、真田太平記の挿絵をお借りして展示するとか、真田氏歴史館からも真田昌幸宛の書状をお借りして展示する予定があり、会場の方には各館のパンフレットを置いて御案内するようにしているので、是非期待していただければと思う。

酒井教育長

そのほかあるか。

報告事項について事務局からの説明は以上である。(2)から(6)まで説明はないが委員の皆様から御意見あるか。今、職務代理からあったいわゆる上田城の魅力をお城としての魅力だけではなく進捗状況も含めた PR というのをお話しいただいた。和根崎上田城跡整備担当政策幹、何か考えていることがあればお話しいただけるか。

和根崎上田城跡整備担当政策幹

先日、教頭会の方でも今日の資料にもある「上田城のひみつをさがせ！」の配布についてお願いをしたところ、中学校の先生から総合学習で使いたいということで御連絡いただいた。あまりにも反響が良くて私たちもびっくりしている。

今まで真田オンリーで来てしまっているところがあり、真田だけに特化した歴史というのも子どもたちが興味を持つところではあると思うが、今回 400 周年ということで、仙石さん、それに付随して松平さんのという、本来の歴史の正しい姿というか、そういう発信を市の方が今までしてこなかったというところを改めて反省しているところである。たまたま今年、仙石さんの復興から 400 年ということで、このような取組の中で配布させていただいたが、その辺については今年度まだ時間はあるので、追加で上田城の復元推進協議会の方でも記念事業を進めて行きたいと取組んでいる。そのようなところを皆様にも報告させていただきながら進めて行きたいと思っている。

酒井教育長

(2)から(6)に関わって御質問等あるか。

その他、事務局として連絡あるか。

委員の皆様から何かあるか。

以上で 5 月の定例会を終了する。

終了